

松阪市立小野江小学校いじめ防止基本方針

平成26年7月7日策定 平成30年10月10日一部改訂 令和2年6月一部改訂 令和5年4月一部改訂

1 いじめ問題に対する基本的な考え方 いじめは、しない、させない、許さない！

(1) いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、すべての児童に関する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分理解できるようにすることを旨としなければならない。そのために、児童が、一人ひとりの違いを理解し、自らを大切に思う気持ちや他者を思いやる心を育むことにより、いじめについて理解を深め、いじめ防止に向けた主体的かつ自主的な行動ができるようにする。

いじめを受けた児童の生命及び心身の保護が最も重要であり、行政、学校、地域住民、家庭等の連携の下、社会総掛かりでいじめの問題を克服する。

(2) いじめの定義

「いじめ防止対策推進法において『いじめ』とは、児童に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義されている。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが重要である。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

2 小野江小学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

(1) 組織の名称

小野江小学校いじめ防止対策委員会

(2) 組織の構成

学校長・教頭・生徒指導担当・人権教育担当・学年部代表・該当児童担任（必要に応じて、市教育委員会・保護者代表としてPTA役員、学校運営協議会委員・本校担当スクールカウンセラー等専門家等）

☆ 校長・教頭・生徒指導担当・関係児童等で初期対応時の方針を決定し、迅速に対応する場合がある。

(3) 組織の役割

・いじめに関する情報の収集及び共有／いじめ事実の確認、対策案を練る／該当児童への指導、該当保護者への対応／学級への指導体制の強化、支援／外部組織への協力要請、又は、警察への通報／該当児童（まわりも含め）の見届け等情報交換／いじめ防止及び早期発見のためのアンケート調査の実施と結果分析

3 いじめの防止等の対策のための具体的な取り組み

いじめ防止対策推進法第十六条により、早期に発見するための在籍する児童に対する定期的な調査、その他必要な措置を講ずる。

(1) いじめの防止

- ① 互いを認め合える人間関係をつくる。／人権教育を推進し、日頃よりいじめを許さない学級づくりをする。／いじめは人権侵害であり、決して許される行為ではないことを教職員全体で共有し、指導にあたる。／様々な場面・学習を通じて児童の社会性やコミュニケーション能力を育成する。／全校集会や学級会、縦割り班活動を通して、児童自らが人と関わることの喜びや大切さに気づき、互いに関わりながら絆づくりを進める。／各教科や総合的な学習の時間等において、グループやペアでの活動を取り入れることにより、互いの良さを認め合い、高め合う集団づくりを行う。／児童のネットリテラシーや情報モラルを育む教育を推進し、携帯電話やインターネットの正しい利用法や危険性についての理解を深めるとともに、相手を思いやる気持ちを育てる。／学級満足度調査（Q-U）の結果を考察し、その対応策を考え、職員研修で共通理解を図るとともに、よりよい学級経営に努める。／スクールカウンセラーやハートケア相談員等と関わる時間を設定し、教育相談の充実に努める。／児童がいじめの防止・早期発見に必要な知識を得たり、いじめを発見したときの対応方法を身に付けたりするための学習を促進する。

② 自己肯定感や自己有用感を育成する

・道徳等の授業を通して、児童の自己肯定感を育成する。／一人ひとりのよさを心から認め合う学級づくりを進める。／わかる・できる授業の実践に努め、児童一人ひとりが成就感や充実感をもてる授業の実践に努める。／縦割り班活動や委員会活動を通して、人と関わる喜びや大切さに気づき、人の役に立っている、人から認められているといった自己有用感を獲得させる。／地域の方々とふれあい、自分も社会の一員として必要な存在であることを気づかせる。／ソーシャルスキルトレーニングを行い、自分と他人では思いや考えが違うことに気づくとともに、他者から認められる自分が存在することを感じさせることにより、自尊感情を育む。

③ 家庭や地域と連携して取り組む

・保護者と児童が、「インターネットの利用」や「携帯電話の使用」のルールづくりを親子で考える機会をつくる。／「小野江小学校いじめ防止基本方針」を公開し、いじめの未然防止、早期発見・早期解決における学校の役割、家庭の役割、地域の役割についての理解を図る。／学校だより、学年だよりなどで、子どもたちの日々の様子を紹介し、家庭と連携し、児童の健全育成に努める。／PTA講演会や、学級懇談会、地区別懇談会を開催し、教職員と保護者が、子どもたちの人権を守るために学校としてできること、家庭としてできることについて考える。／「いじめの早期発見のための気づきリスト」を活用するなどして、学校と家庭が連携し、児童の悩みや不安をいち早く把握するように努める。

④ 三重県いじめ防止条例にある責務等の意識高揚を図る

・「学校及び学校の教職員の責務」をもとに、学校及び教職員の受け持つ責任を果たすとともに、いじめの定義をもとに児童に「児童の役割」を意識づけ、実行できるようにしていくこと、「保護者の責務」を保護者が受け持つ責任を実行できるように意識づけていく。

(2) いじめの早期発見のための取り組み

① いじめを相談しやすい体制を整える。

・教師と子ども、子どもと子どもの信頼関係を深め、悩みごとを一人で抱え込まず、誰かに相談できるようにする。／日頃から児童の見守りや信頼関係の構築に努め、児童と向き合うことにより、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。／児童、保護者等が安心していじめに関する通報及び相談を行うことができる体制を整える。／いじめを把握する。／「児童のささいな変化に気づくこと」、「気づいた情報を確実に共有すること」、「(情報に基づき)速やかに対応すること」を基本として、いじめの把握に努める。／メモ等の記録を残し、職員が情報を共有できるようにする。／授業の様子、保健室の様子、縦割り班活動の様子など、多くの教職員が児童を見守り、情報を共有する。／定期的なアンケートに加え、担任や養護教諭、スクールカウンセラー等による教育相談を充実させる。／学級満足度調査(Q-U)の児童の回答状況から、「いじめや冷やかしなど不快行為をうけているか」について把握し、いじめの深刻化を予防する。／児童の小さなサインも見逃さず、気づいたことを情報共有し、よりたくさんの教職員が児童を見守る。／アンケート調査や面談に加え、学習端末等を活用するなど、児童が悩みや不安を相談しやすい体制を整備する。

② 家庭、地域と連携して取り組む。

・日頃から子どもを中心に据え、保護者、地域との信頼関係を築き、円滑な連携を図るように努める。／家庭訪問により子どもや保護者との信頼関係を構築する。／子どもや保護者からいじめの相談があったときは、真剣に耳を傾け、信頼関係を結び、速やかに対応する。／CSや地域の方との情報交換を通して子どもの小さな変化に気づけるようにする。

(3) いじめの早期解決のための取り組み

① いじめの解決に向け、取り組む。

・いじめを発見または情報を得たら、原則としてその日のうちに校長と関係教職員が情報共有し、当面の対応を決定して直ちにに取り組む。／いじめられた児童やいじめた児童から事実関係の聴取をし、いじめが確認された場合、いじめ防止対策委員会で情報共有する。／情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめている側の児童に対しては、毅然とした態度で指導にあたる。／いじめを発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、全教職員が対応を協議し、的確な役割分担をして、いじめ問題の解決にあたる。／ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。／傍観者である児童に対しても、いじめている側の立場と同様であるということを指導する。／いじめの再発防止のために、いじめた児童はもちろん、傍観者であった児童に対しても、いじめられた児童の苦しみや痛みを思いを寄せる指導を十分に行い、「いじめは決して許されない行為である」という認識を持たせる。／いじめを受けた児童や保護者が調査を望まない場合であっても、その理由を把握し、いじめを受けた児童を全力で守ることを最優先とし、どのような調査を行うことができるか、いじめを受けた児童や保護者と協議する。／犯罪行為として取り扱われるべきいじめなどは、児童の命や安全を守ることを最優先に、直ちに警察に相談・通報を行い、適切な援助を求める。